

平成27年 第8回

仙北市農業委員会総会議事録

平成27年6月8日(月)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 平成27年6月8日(月)午前9時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター

3. 出席委員 (21人)

1番 高橋政敏	2番 藤村隆清
3番 野中秀人	4番 佐藤孝典
5番 平岡裕子	8番 青柳良信
10番 佐藤二郎	12番 門脇博美
13番 藤村紀章	15番 倉橋重基
16番 大石温基	17番 佐藤善栄
18番 草薨隆	20番 山手善美
21番 田村博美	22番 真崎純孝
23番 大石知	24番 糸井淳
25番 藤原由悦	26番 鈴木八寿男
27番 羽川正幸	

1. 欠席委員 (6人)

6番 佐藤和	7番 千葉惣永
9番 齋藤瑠璃子	11番 沢山純一
14番 辻均	19番 山本實

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第5

1. 報告

- (1) 仙北市農業施策に関する建議書について（回答）
- (2) 消費税率引き上げ・相続税課税強化に伴う要望について
- (3) 農地法第3条の3第1項（相続等による取得）の規定による届出について
- (4) 農地の転用事実に関する回答書について

2. 議事

- (1) 議案第19号
農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について
- (2) 議案第20号
農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
- (3) 議案第21号
農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について
- (4) 議案第22号
現況非農地証明願いに対する可否決定について
- (5) その他

第6 閉会

6. 事務局職員

事務局長 伊藤 一彦 参事 門脇 益美
係長 榎 尾 健 主事 高橋 直人

7. 書記

参事 門脇 益美

8. 議事録署名員

15番 倉橋 重基 16番 大石 温基

9. 会議の概要

議長 ただ今から平成27年第8回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議長 田植えもほとんど終わりましたと思いますが、だいぶ晴天も続き作業もはかどっていることと思います。ただこの後の天気がちょっと心配されるところです。このまま天候も荒れないでくれれば幸いです。

議長 それでは、本日の総会への出席委員は21名。欠席は6名。よって、本総会は定足数に達しております。

議長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

 『異議なし』の声

議長 それでは議事録署名員15番倉橋委員、16番大石委員兩名を指名します。会議書記には門脇参事を指名します。

議長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

 『異議なし』の声

議長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

伊藤局長 《会務諸報告、報告1の朗読及び説明》（9時10分）

議長 ありがとうございました。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

伊藤局長 報告1、仙北市農業施策に関する建議書の回答について報告します。

詳細については、回答書の記載のとおりでございます。

報告2、消費税率引き上げ・相続税課税強化に伴う要望について報告します。秋田県農業会議への要望書の提出内容につきましては、別紙に記載のとおりでございます。

報告3、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。届出が5件あり、受理した旨をご報告します。詳細については資料に記載のとおりでございます。

報告4、農地の転用事実確認に関する回答書についてです。届出人は角館町菌田地区の〇〇さんで申請所在地が角館町菌田地区の2筆。変更後の地目が宅地、地積が計17.62㎡。昭和年月日不詳から宅地として利用されており、法務局への転用事実確認申請をおこなっております。現地の確認につきましては、4番佐藤委員・18番草薨委員・20番山手委員に確認をお願いしました。状況を確認しましたが、農地として利用することはできないと判断し、回答しております。以上です。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

伊藤局長 議案第19号。農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成27年6月8日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

門脇参事 内容について説明します。整理番号1番と2番は譲受人が同じでありますので、併せて説明します。整理番号1番について、農地の所在が角館町

西長野地区の計1筆。登記簿現況共に田。面積が1,242㎡。整理番号2番については、農地の所在が角館西長野地区の計2筆。こちらも登記簿現況共に田。面積が2,856㎡。整理番号1番・2番共に3条無償移転の案件でございます。譲渡人は整理番号1番については田沢湖田沢地区の〇〇さん。整理番号2番については同じく田沢湖田沢地区の〇〇さん。整理番号1番・2番共に譲受人は角館町西長野地区の〇〇さん。申請事由は、整理番号1番・2番の譲渡人は介護施設への入居による生前一括贈与、譲受人は生前一括贈与に対する受贈になります。続いて整理番号3番。農地の所在が角館町白岩地区の計1筆。登記簿現況共に田。面積が2,763㎡。3条賃貸借の案件でございます。貸付人は東京都江東区の〇〇さん。借受人は角館町白岩地区の〇〇さん。10aあたり〇〇円で年額〇〇。期間が5年間。申請事由は、貸付人は農業廃止によるもので借受人は経営規模の拡大です。整理番号4番、農地の所在が角館町雲然地区の田13筆畑1筆合計14筆。登記簿現況共に田及び畑。面積が田33,323㎡、畑1,443㎡、合計34,766㎡。3条使用貸借の案件でございます。貸付人は角館町雲然地区の〇〇さん。借受人は同じく角館町雲然地区の後継者であります〇〇さん。申請事由は、農業者年金の受給による経営移譲になります。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番・2番については14番辻委員が担当ですが、欠席ですので、事前に提出された3条調書を参考に審議していただきたいと思っております。

議長 《整理番号1番2番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》次に、整理番号3番については20番山手委員よりお願いします。

20番山手 《整理番号3番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号4番については26番鈴木委員よりお願いします。

26番鈴木 《整理番号4番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第19号につきましては許可することにご異議
ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第19号については許可することに
決定します。(9時35分)

議長 次に、議案第20号、農地法第5条第1項の規定による許可申請につい
てを上程します。説明をお願いします。

榎尾係長 内容について説明します。

(議案第20号、整理番号1番を議案書をもとに朗読)

整理番号1番について、土地の所在が角館町小館。転用目的が一般個人
住宅。転用理由は土地所有者の子である事業者夫婦は、現在アパートに
居住していることから、今後のことを考慮し、所有者宅近辺として当該
申請地へ一般個人住宅の建築を行う。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。ここで現地確認報告に入ります。整理番号1番に
ついて4番佐藤委員よりお願いします。

4番佐藤 《整理番号1番について、農地法第5条第1項調書に基づき現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第20号については許可相当とすることにご異
議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第20号については許可相当と決定
します。(9時45分)

議長 次に、議案第21号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを
上程しますが、議長である私が利害関係者である退席することとなりま
すが、議長を藤村会長職務代理者へ交代をお願いしますがご異議ござい
ませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議長を藤村会長職務代理へ交代します。

(議長退席)(9時48分)

職務代理 暫時議長を交代します。円滑な審議をよろしくお願い致します。

それでは議事に入ります。整理番号1番から2番・8番から16番を
上程します。説明をお願いします。

高橋主事 議案第21号。農業経営基盤強化促進法に基づく農業地利用集積計画に
対する意見決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基
づき、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より諮
問を受けたので、審議のうえ意見の決定を求める。平成27年6月8日
提出。仙北市長、羽川正幸。

高橋主事 内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が田沢湖田沢地区
の計6筆。登記簿現況共に田。面積が13,095㎡。利用権の新規の
設定です。利用権を設定するのは田沢湖田沢地区の〇〇さん。受ける方
は同じく田沢湖田沢地区の〇〇さん。利用目的は水田として。10a当
たり〇〇円の年額〇〇円で期間が10年間。次に整理番号2番、農地の所
在が田沢湖田沢地区の計11筆。登記簿現況共に田。面積は4,730

m²。利用権の新規の設定です。利用権を設定するのは田沢湖田沢地区の〇〇さん。受ける方は同じく田沢湖田沢地区の〇〇さん。利用目的は水田として。10a当たり〇〇円の年額〇〇円で期間が3年間。次に整理番号8番、農地の所在が田沢湖田沢地区の計3筆。登記簿現況共に田。面積は2,322m²。利用権の再設定です。利用権を設定するのは東京都豊島区の〇〇さん。受ける方は田沢湖田沢地区の〇〇さん。利用目的は水田として。10a当たり米〇.〇俵の年米〇〇俵で期間が3年間。次に整理番号9番、農地の所在が田沢湖田沢地区の計6筆。登記簿現況共に田。面積は4,664m²。利用権の再設定です。利用権を設定するのは東京都豊島区の〇〇さん。受ける方は田沢湖田沢地区の〇〇さん。利用目的は水田として。10a当たり米〇.〇俵の年額〇〇俵で期間が3年間。次に整理番号10番、農地の所在が田沢湖田沢地区の計7筆。登記簿現況共に田。面積は12,061m²。利用権の再設定です。利用権を設定するのは田沢湖田沢地区の〇〇さん。受ける方は同じく田沢湖田沢地区の〇〇さん。利用目的は水田として。〇〇の地番3筆については、減反により無償で期間が3年間。その他の地番については、10a当たり〇〇円の年額〇〇円で同じく期間は3年間。次に整理番号11番、農地の所在が田沢湖田沢地区の計8筆。登記簿現況共に田。面積は1,959m²。利用権の再設定です。利用権を設定するのは田沢湖田沢地区の〇〇さん。受ける方は同じく田沢湖田沢地区の〇〇さん。利用目的は水田として。10a当たり〇〇円の年額〇〇円で期間が3年間。次に整理番号12番、農地の所在が田沢湖田沢地区の計2筆。登記簿現況共に田。面積は1,943m²。利用権の再設定です。利用権を設定するのは田沢湖田沢地区の〇〇さん。受ける方は同じく田沢湖田沢地区の〇〇さん。

利用目的は水田として。10a当たり〇〇円の年額〇〇円で期間が3年間。次に整理番号13番、農地の所在が田沢湖田沢地区の計1筆。登記簿原野・現況田。面積は166m²。利用権の再設定です。利用権を設定するのは田沢湖田沢地区の〇〇さん。受ける方は同じく田沢湖田沢地区の〇〇さん。利用目的は水田として。無償の契約となり、期間が3年間。次に整理番号14番、農地の所在が田沢湖田沢地区の計4筆。登記簿現況共に田。面積は14,223m²。利用権の再設定です。利用権を設定するのは田沢湖生保内地区の〇〇さん。受ける方は同じく田沢湖田沢地区の〇〇さん。利用目的は水田として。10a当たり米〇.〇俵の年額米〇〇俵で期間が3年間。

次に整理番号15番、農地の所在が田沢湖田沢地区の計4筆。登記簿田が3筆・雑種地1筆・現況は全て田。面積は7,297m²。利用権の再設定です。利用権を設定するのは田沢湖田沢地区の〇〇さん。受ける方は同じく田沢湖田沢地区の〇〇さん。利用目的は水田として。10a当たり米〇.〇俵の年額米〇〇俵で期間が3年間。次に整理番号16番、農地の所在が田沢湖田沢地区の計8筆。登記簿現況共に田。面積は4,142m²。利用権の再設定です。利用権を設定するのは田沢湖生保内地区の〇〇さん。受ける方は同じく田沢湖田沢地区の〇〇さん。利用目的は水田として。10a当たり米〇.〇俵の年額米〇〇俵で期間が3年間。説明は以上です。

議長
3番野中
高橋主事

説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。
整理番号10番について、減反と書かれている内容について、もう1度説明をお願いします。
整理番号10番については、〇〇の3地番については、減反として前回

の契約と同様に〇〇円で貸借となり、他の地番については、〇〇円となります。議案右側の備考に記載している金額については、前回の契約内容となっております。

26番鈴木 減反ということだけれども、その内訳としてはどのようなものなのか。

高橋主事 稲作が適当ではない田の状況で稲以外の作付をするとのこと。その他に立地条件や田の状況によってこのように金額設定がなされた。

24番糸井 新規案件の場合は論点になると思われませんが、今回の議案説明について再設定の説明もあることから、今回の内容について事務局になにかしらの相談等あったのか。

伊藤局長 特に相談等があったわけでもなく、前回契約とも内容がかけ離れた内容ではない。特に相談等はあったことはない。ただ今回もですが再設定の案件については、契約価格等については下がってはきている。

高橋主事 通常であれば再設定の案件については、利用調整会議にも案件として提出されており、本来であれば説明を割愛させていただいていますが、今回については、利害関係者があることから、説明及び審議をおこなっております。

議長 よろしいでしょうか。他にご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いですので、議案第21号整理番号1番・2番・8番から16番については、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第21号整理番号1番・2番・8番から16番については適正であると認めることに決定します。ここで議長を交代致します。（議長入室）（10時09分）

議長 それでは議長を交代致します。それでは次に議案第21号整理番号4番を上程しますが、利害関係者の退席をお願い致します。17番佐藤委員の退席を求めます。

（17番佐藤委員退席）（10時10分）

議長 それでは議案第21号整理番号4番について説明をお願いします。

高橋主事 整理番号4番、農地の所在が田沢湖刺巻地区の計1筆。登記簿現況共に田。面積は1,300㎡。利用権の新規の設定です。利用権を設定するのは田沢湖刺巻地区の〇〇さん。受ける方は同じく田沢湖刺巻地区の〇〇さん。利用目的は水田として。10a当たり〇〇円の年額〇〇円で期間が3年間。説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いですので、議案第21号整理番号4番については、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第21号整理番号4番については適正であると認めることに決定します。

（17番佐藤委員入室）（10時14分）

議長 それでは次に議案第21号整理番号5番を上程しますが、利害関係者の退席をお願い致します。23番大石委員の退席を求めます。

（23番大石委員退席）（10時15分）

議長 それでは議案第21号整理番号5番について説明をお願いします。

高橋主事 次に整理番号5番、農地の所在が田沢湖梅沢地区の計1筆。登記簿現況共に田。面積は213㎡。利用権の新規の設定です。利用権を設定する

のは田沢湖梅沢地区の〇〇さん。受ける方は同じく田沢湖梅沢地区の〇〇さん。利用目的は水田として。10a当たり〇〇円の年額〇〇円で期間が5年間。説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第21号整理番号5番については、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第21号整理番号5番については適正であると認めることに決定します。

(23番大石委員入室)(10時18分)

議長 それでは次に議案第21号整理番号17番を上程しますが、利害関係者の退席をお願い致します。15番倉橋委員の退席を求めます。

(15番倉橋委員退席)(10時18分)

高橋主事 議案第21号整理番号17番、農地の所在が田沢湖生保内地区の計1筆、登記簿現況共に田。面積は1,119㎡。利用権の設定の再設定です。利用権を設定するのは神奈川県横須賀市の〇〇さん。受ける方は田沢湖生保内の〇〇さん。利用目的は水田として。10a当たり米〇.〇俵の年額米〇〇俵で期間が5年間。説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第21号整理番号17番については、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第21号整理番号17番については適正であると認めることに決定します。

(15番倉橋委員入室)(10時22分)

議長 それでは次に議案第21号整理番号1番から2番・4番から5番・8番から10番を除き一括上程します

高橋主事 次に整理番号3番、農地の所在が田沢湖田沢地区の計3筆。登記簿現況共に田。面積は5,094㎡。利用権の新規の設定です。利用権を設定するのは田沢湖生保内地区の〇〇さん。受ける方は同じく田沢湖生保内地区の〇〇さん。利用目的は水田として。10a当たり〇〇円の年額〇〇円で期間が3年間。次に整理番号6番、農地の所在が角館町雲然地区の計1筆。登記簿現況共に田。面積は170㎡。利用権の新規の設定です。

利用権を設定するのは角館町雲然地区の〇〇さん。受ける方は角館町八割地区の有限会社。利用目的は水田として。10a当たり〇〇円の年額〇〇円で期間が10年間。次に整理番号7番、農地の所在が西木町上桧木内地区の計14筆。登記簿現況共に田。面積は8,560㎡。利用権の新規の設定です。利用権を設定するのは西木町上桧木内地区の〇〇さん。受ける方は同じく西木町上桧木内地区の〇〇さん。利用目的は水田として。10a当たり〇〇円の年額〇〇円で期間が3年間。次に整理番号8番から36番までは先ほど説明した案件も含んでおりますが、再設定の案件となっております。3年の契約が18件・5年の契約が10件・6年の契約が1件となっております。利用調整会議でも問題ないと判断されたものですので説明は割愛させていただきます。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第21号については、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第21号については適正であると認めることに決定します。(10時32分)

議長 次に議案第22号、現況非農地証明願に対する可否決定についてを上程します。説明を求めます。

樫尾係長 議案第22号、現況非農地証明願に対する可否決定について。別紙のとおり、現況非農地証明願の提出があったので、審議のうえ許可の可否を求める。平成27年6月8日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

樫尾係長 内容について説明します。整理番号1番。農地の所在が西木町小山田字外谷地地区の1筆。登記簿地目田。現況山林原野。面積は計1,169㎡でございます。申請人は角館町山谷川崎地区の〇〇さん。非農地の事由は平成6年頃から山林原野化となっております。現況写真で山林原野化しているのが確認できます。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を整理番号1番については9番齋藤委員にお願いしておりましたが、欠席ですので事務局より再度説明をお願いします。

樫尾係長 報告します。5月25日に申請者〇〇さんと事務局と田村委員・齋藤委員で現地を確認してきました。写真のとおりで杉の木や雑木があり現状が農地ではなく、今後も農地としての利用が不可能ではないということを確認してきました。以上です。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第22号については非農地として可とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第17号、現況非農地証明願に対する可否決定については許可することに決定します。(10時41分)

議長 予定されていた議案は終了しました。次に、各推薦委員からの報告等ありましたらお願いします。

5番平岡 (議会委員会の日程・合併10周年記念行事関連予算関係について・議会アンケートについて)

10番佐藤 特に無し

16番大石 特に無し

18番草薨 (ナラシ対策の加入推進状況について)

議長 ありがとうございます。他に質問等ありませんか。

15番倉橋 先月の5条転用案件について、その後の経過はどのようになっているか。

3番野中 先月の5条転用案件上檜木内地区の一般個人住宅についてですが、前回総会の説明を若干訂正させて頂きます。この地区は農業集落排水から除外されております。事業計画書等には汲み取り式との申請があったわけですが、合併処理浄化槽となります。但し合併処理浄化槽であっても年に1~2度の汚泥汲み取りが必要になります。以上になります。

議長 他に質問等ありませんか。

26番鈴木 18番草薨委員へ質問ですが、昨年米価下落があったわけですが、3年前くらいに農協を転貸人として結んだ契約についての小作料の変更などの条件変更を検討しているのか。

高橋主事 現在そのような問い合わせが多々きておりますが、小作料額の変更などについては、貸付人と農協、農協と借受人の契約変更の届け出を提出していただければ、契約内容の変更は可能です。事前に額などの調整はおこなっていただくこととなりますが、農協に申し出ても問題ないと思われれます。

18番草薨 事務局より説明があったとおりです。

議長 他に質問等ございませんか。

22番真崎 先ほど議会から説明のありました合同庁舎についてですが、それについてのアンケートがされて、意見の集約などが行われていると思いますが、議員19名が角館の病院跡地・現施設の利用について賛成反対どのようになっているのか。またどのような割合なのか

5番平岡 庁舎については、現状十分な論議がまだされているところであり、様々な意見が出ているところです。そのうえでの予算執行や議会にかかるなど様々な手続きもあることですので、現状ではなかなか具体的な回答は難しいところです。

議長 他に質問等ございませんか。それではこちらから多少注意事項をお話しします。今総会について、欠席が多いと思われれます。各々の事情はあると思われれますが、最低限事務局への連絡を行ってほしいですし、今後は事前に連絡をしてもらい、総会当日の欠席連絡などは極力避けてもらえらるように委員各位にご協力をお願いします。

議長 次に、協議及び連絡に入ります。事務局よりお願いします。

伊藤局長 最後に連絡事項ですが今年も11月に種苗交換会、11月2日には農業委員会大会が開催されますが、視察先の決定や宿泊先について前泊か後泊かなどの取り決めを行わないといけません。視察希望先などがありま

したらお願いします。

議長 色々と希望があるとは思いますが、事務局へ一任してもよろしいでしょうか。希望等ある場合は事務局へお話ししてください。

『異議無し』の声

議長 他に質問等ございませんか。

23番大石 話が前後してすみませんが、議事録についてですが、先ほど議長から議事録の内容については、公表されているとお話がありましたが市のホームページを以前見たときはまだ今年度のは公表されていなかったと思います。それから委員の総会出欠についての規定などはありますでしょうか。

高橋主事 議事録については、作成が遅れまして大変申し訳ありませんでした。現在順次作成をしており、委員の方からの署名が済み次第、順次ホームページを上げる予定です。

23番大石 作成にどのくらいの時間を要するかわかりませんが、ある程度リアルタイムでホームページ等へ上げるようにして頂かないといけないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 詳しい農業委員会総会の出欠の規定はわかりませんが、公選にて選出された委員として責任を持って総会への参加をして頂きたいとの考えから個人的に感じており、今回お話をしたわけです。

議長 他にご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声

議長 それでは以上をもちまして平成27年第7回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(10時57分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成 27 年 月 日

議 長 _____

署 名 員 15 番 _____

署 名 員 16 番 _____